

クーリング・オフについて

クーリング・オフとは、一定期間であれば、申込の撤回、契約の解除ができる制度です。不動産特定共同事業法第26条第1項（クーリング・オフ制度）の規定に基づき、お客様が匿名組合契約に係る申込みをした後から、お客様が不動産特定共同事業法第25条の規定により当社から提供される契約成立時交付書面の電子交付を受領した日から起算して8日間が経過するまでの間は、以下に定める手続きにより、申込みの撤回、又は匿名組合契約の解除を行うことができます。この場合、既に支払われた出資金はお客様が会員登録時に入力した銀行口座に対して振り込むことにより速やかに返還します。尚、返還に伴う振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

【クーリング・オフの手続き方法】

1. 本書別紙の「クーリング・オフ届出書」に必要事項を記載して下さい。
2. 以下に記載のある、当社住所宛に「クーリング・オフ届出書」を書面にてご郵送下さい。
尚、電話等による口頭での通知、また電子メールによる通知は認められません。

【送付先】

〒104-0061
東京都中央区銀座1-12-4 N&E BLD. 4F
株式会社グローバルバンク
不動産特定共同事業 営業部 宛

3. 当社による受領及び記載内容の確認後、「クーリング・オフ確認書」がお客様の会員登録時に登録したメールアドレス宛に送付されますので、大切に保管して下さい。

【ご注意事項】

1. クーリング・オフ届出書の記載事項に不備がある場合には、当社から電話又はメールの方法により、内容の確認を行う場合があります。当該確認に対するご協力を頂けないと当社が判断した場合、クーリング・オフ届出書に基づくクーリング・オフを受け付けることができない場合があります。
2. クーリング・オフ届出書を送付後、10営業日が経過しても当社から「クーリング・オフ確認書」が届かない場合は、お問い合わせフォームからご連絡下さい。
3. クーリング・オフ届出書により、一度申し込みを撤回し、又は契約を解除した場合においても、対象となる案件が募集期間中である場合には、再度のお申込みができる場合が

ございます。ただし、それ以外の場合、原則として当該案件に対する再度のお申込み及び契約の締結を行うことができません。

4. その他、クーリング・オフ制度又はクーリング・オフ届出書に関するお問い合わせは、お問い合わせフォームからご連絡下さい。

制定日 2021年6月1日

中途解約について

1. 中途解約の実施

中途解約は原則できません。

2. その他中途解約に関するお問い合わせ方法

その他、中途解約に関するお問い合わせは、お問い合わせフォームからご連絡下さい。

制定日 2021年6月1日